グループホームの防火安全対策とスプリンクラー設置状況について

1 札幌市グループホーム火災事故の概要

(1) 発生日時、発生場所、被害状況

平成22年3月13日(土)未明、札幌市北区のグループホーム「みらい とん でん」で出火、入居者8名のうち死者7名、負傷者1名、夜勤職員1名が負傷 スプリンクラーは未設置(延べ床面積 275 ㎡未満で設置義務対象外)

平成 21 年 4 月施行の改正消防法施行令により、設置義務が 1,000 ㎡以上か ら 275 ㎡以上に改正(既存施設については平成 24年3月末まで経過措置あり)

2 火災事故を受けての本市の対応

(1)全グループホームへの通知(3月15日)

厚生労働省通知を受け、防火安全体制の更なる徹底と点検を通知

(2)消防局による緊急特別査察(3月15日~)

消防法令違反等の是正の徹底と経過措置中であっても消防用設備等の早期設 置を促進

(3)介護事業者への集団指導時における指導(3月24・25日)

保健福祉局、消防局、建築都市局が共同して火災予防と安全管理について指導

(4)国の「3省庁緊急プロジェクト」に基づく実態調査(3月24日~)

厚生労働省、総務省消防庁、国土交通省による「3省庁緊急プロジェクト」の 検討に基づく国の通知を受け、保健福祉局、消防局、建築都市局で防火安全体制 等に関する実態調査を実施中

3 スプリンクラーの設置補助

改正消防法施行令で設置が義務化されたグループホームのスプリンクラーの設置 については、国の交付金を活用して 9.000 円 / ㎡を上限に設置補助を実施しており、 平成22年度中には設置完了予定

【グループホームにおけるスプリンクラーの設置状況】

・全施設数

109 ヵ所

・うち、設置義務あり(275 ㎡以上) 73 ヵ所(67.0%)

・うち、設置義務なし(275 ㎡未満) 36 ヵ所(33.0%)

施設数	設置義務あり	設置済み	H22 設置予定	計 B+C
	Α	B(B/A)	C(C/A)	((B+C)/A)
109	73	43(58.9%)	30(41.1%)	73(100.0%)